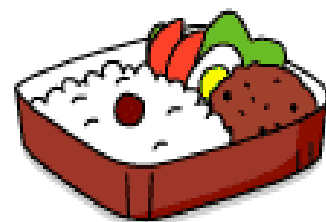


高梁市給食サービス事業



高梁市社会福祉協議会では、在宅サービスの一環として、宅配による食事の提供と安否確認を実施しています。

【利用対象者】

調理等が困難で、次のいずれか条件を満たす方（高齢者とは概ね65歳以上の方、障害者とは身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の方のことです）

○一人暮らしの高齢者・障害者

○高齢者・障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の高齢者・障害者

【配食日】

- ・高梁地域 週4回夕食を配達（月・火・木・金）
- ・宇治地区 週4回夕食を配達（火・水・木・金）
- ・有漢地域 週1回夕食を配達（水）
- ・成羽地域 週3回夕食を配達（月・水・金）
- ・川上地域 週3回昼食又は夕食を配達（月・金は夕食、水は昼食）
- ・備中地域 週1回夕食を配達（木）



※いずれの地域も、祝日、盆（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みします。

【利用者負担金】

1食450円〈口座振替（取扱金融機関：農協、備信、ゆうちょ）または現金〉

※1ヶ月分をまとめて翌月の納入となります。

【注意事項】

※お届けする時間は、夕食午後3時から5時までの間、昼食 11時から12時の間です。

※地域のボランティアさんがお届けして下さいますので必ず家にいてお受け取りください。

※配食の変更がある場合（その日に不在の場合等）は、前日の午後5時までに連絡してください。連絡がない場合は、利用したことになりますのでご注意ください。

【申請方法】

※給食サービスを希望される方は、市または高梁市社会福祉協議会地域福祉課及び各支所までお問い合わせください。

※申請から利用開始まで1週間程度要します。



問い合わせ先

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会 地域福祉課 電話 22-7243

有漢支所 電話 57-3218 成羽支所 電話 42-2005

川上支所 電話 48-9770 備中支所 電話 45-3131

高梁市健康福祉部介護保険課 電話 21-0300

高梁市健康福祉部福祉課 電話 21-0284

※給食は必ずその日のうちにお召し上がりください。